

◆令和7年度納付金の県仮算定結果

資料 1

区分	項目	今回(R7) 仮算定結果	昨年(R6) 仮算定結果	前回との差	増減比
県全体の 必要額の 計算	①県全体の保険給付費必要額推計（前期高齢者調整後）	250,451,194,793	258,406,654,393	△ 7,955,459,600	-3.08%
	②加算するものの計（県が国に支出）	1,535,064,778	1,686,913,894	△ 151,849,116	-9.00%
	③減算するものの計（国から県への歳入）	116,475,140,014	117,936,556,302	△ 1,461,416,288	-1.24%
	④昨年度以前の剰余金充当額	0	0	0	
	⑤県全体の必要額 ①+②-③-④	135,511,119,557	142,157,011,985	△ 6,645,892,428	-4.68%
	↓ 市へ必要額を人数や所得水準により割り振り				
医療給付費分	⑥犬山市の納付金基礎額（医療給付分）	1,130,781,361	1,347,263,288	△ 216,481,927	-16.07%
	⑦審査支払手数料など、県全体で持つ経費の本市分（加	44,195,349	45,503,806	△ 1,308,457	-2.88%
	⑧前期高齢者交付金の前々年度精算額	0	0	0	
	⑨国・県からの交付金の本市分（減算）	5,503,485	131,552,225	△ 126,048,740	-95.82%
	⑩国・県による激変緩和分	0	0	0	
	⑪医療分の納付金額 ⑥+⑦+⑧-⑨-⑩	1,169,473,225	1,261,214,869	△ 91,741,644	-7.27%
後期 支援 金分	⑫犬山市の納付金基礎額（後期高齢者支援分）	376,151,174	417,017,163	△ 40,865,989	-9.80%
	⑬後期高齢者支援金の前々年度精算額	0	0	0	
	⑭後期高齢者支援分の納付金額 ⑫-⑬	376,151,174	417,017,163	△ 40,865,989	-9.8%
介護 納付 金分	⑮犬山市の納付金基礎額（介護納付金分）	138,401,339	137,624,368	776,971	0.56%
	⑯介護納付金の前々年度精算額	0	0	0	
	⑰国・県による激変緩和分	0	0	0	
	⑱介護納付金分の納付金額 ⑮-⑯-⑰	138,401,339	137,624,368	776,971	0.6%
⑲県への納付金<一般被保険者分> 総合計 ⑪+⑭+⑱		1,684,025,738	1,815,856,400	△ 131,830,662	-7.3%
⑳被保険者数（県による推計）		10,558	11,502	△ 944	-8.2%
㉑1人当たり納付金負担額		159,502	157,873	1,629	1.0%

◆本来必要な課税必要額の計算

資料 2

～令和 7 年度仮算定納付金額・予算案による～

(単位：円)

項目	予算科目名	金額
①R7 納付金額 (仮算定額)	国民健康保険事業費納付金 一般被保険者の医療給付分、後期高齢者 支援分、介護納付金分の合計	1,684,025,738
<納付金に加え、市の国保事業運営に必要な経費 (加算するもの)>		
②任意給付 (出産育児一時金)	出産育児一時金	12,500,000
③任意給付 (葬祭費)	葬祭費	5,500,000
④任意給付 (コロナ傷病手当)	傷病手当金	107,000
⑤特定健診や健康事業の経費	保健事業費	84,113,000
A:加算するものの合計		102,220,000
<市国保財政に収入されるもの (減額するもの)>		
⑥滞納分保険税収納 (見込み) 額	国民健康保険税 (滞納繰越分) 医療、後期支援、介護分の合計額	65,500,000
⑦県からの特別交付金	保険給付費等交付金 (特別交付金)	31,517,000
⑧基盤安定繰入金 保険者支援分	基盤安定繰入金 保険者支援分	93,064,000
⑨出産育児一時金への繰入金 (2/3)	出産育児一時金等繰入金	8,333,000
⑩保険財政安定化支援事業繰入金	保険財政安定化支援事業繰入金	19,181,000
⑪その他 (法定外) 繰入金 福祉医療減額分、特定健診分	その他繰入金のうち、 福祉医療波及分、保健事業等の合計額	84,596,000
B:減額するものの合計		302,191,000
⑫ 保険税収納必要額 ①+A-B		1,484,054,738
⑬予定収納率		94.00%
⑭本来保険税として課税すべき総額 ⑫÷⑬ <軽減前の税額>		1,578,782,000
⑮保険税の低所得世帯軽減分	基盤安定繰入金 保険税軽減分	195,985,000
⑯子ども均等割軽減分	国民健康保険子ども均等割軽減繰入金	2,230,000
⑰保険税の産前産後軽減への繰入金	国民健康保険税産前産後軽減繰入金	540,000
⑱本来必要な課税総額 ⑭-⑮-⑯-⑰		1,380,027,000

※①は11月20日の仮算定県発表数値、②以降の数値はすべて令和 7 年度予算案による。

◆税率改定と激変緩和策のシミュレーション

～R7県仮算定数値による～

年度	税率改定	①本来必要な課税総額	②子ども子育て支援金分	③ ①+②	④予定 収納率	⑤本来必要な 収納総額 ③×④	⑥ ⑤の 増加率 (前年比 較)	⑦各年度の課税総 額 (=調定額)	⑧各年度の収納 総額 ⑦×④	⑨ ⑧の 前年比較	⑩ ⑦の 増税率 (前年比 較)	⑪収納不足額 ⑤-⑧	うち	
													基金 補てん額	一般会計 繰入額
R7	R6税率のまま、R7を課税した場合のシミュレーション値							1,263,000,000						
	増税 予定	1,380,000,000		1,380,000,000	94.0%	1,297,200,000		1,338,780,000	1,258,453,200		6.0%	38,746,800	19,000,000	19,746,800
R8	増税 予定	1,435,200,000	36,000,000	1,471,200,000	94.0%	1,382,928,000	106.6%	1,419,107,000	1,333,960,580	75,507,380	6.0%	48,967,420	25,000,000	23,967,420
R9	増税 予定	1,492,608,000	43,000,000	1,535,608,000	94.0%	1,443,471,520	104.4%	1,504,254,000	1,413,998,760	80,038,180	6.0%	29,472,760	15,000,000	14,472,760
R10	増税 予定	1,552,313,000	57,000,000	1,609,313,000	94.0%	1,512,754,220	104.8%	1,594,510,000	1,498,839,400	84,840,640	6.0%	13,914,820	7,000,000	6,914,820
R11	増税 予定	1,629,929,000	57,000,000	1,686,929,000	94.0%	1,585,713,260	104.8%	1,686,929,000	1,585,713,260	86,873,860	5.7%	0		0
※基金現在高：現在約2億6千万円、R6年度で7千万円取り崩し、今年度に前年度の余剰約1億円を積み戻すと 残額は約2億9千万円。このうち、激変緩和に使用できるのは約1億円。 当初計画より少なくなったが、8年度以降の子ども・子育て支援金に伴う増税に備えることとした。										合計 (R7～11)	131,101,800	66,000,000	65,101,800	

※R7年度については被保険者数減少を勘案。それ以降については減少は見込まず。

◆令和7年度 保険税率改定（案）

資料4

課税区分		①犬山市 現行税率	②来年度 税率案	差 ②-①
基礎課税分 (医療保険分)	平等割（世帯割）	23,800	23,800	0
	均等割（被保険者割）	29,280	32,760	3,480
	所得割	7.25%	7.70%	0.45%
	賦課限度額	650,000	650,000	0
後期高齢者支援分	平等割（世帯割）	8,640	8,640	0
	均等割（被保険者割）	11,760	12,900	1,140
	所得割	2.95%	2.98%	0.03%
	賦課限度額	240,000	240,000	0
基礎課税+後期支援	平等割（世帯割）	32,440	32,440	0
	均等割（被保険者割）	41,040	45,660	4,620
	所得割	10.20%	10.68%	0.48%
介護分 (40歳以上のみ)	平等割（世帯割）	7,000	7,000	0
	均等割（被保険者割）	11,760	12,900	1,140
	所得割	2.47%	2.58%	0.11%
	賦課限度額	170,000	170,000	0
総合計	平等割（世帯割）	39,440	39,440	0
	均等割（被保険者割）	52,800	58,560	5,760
	所得割	12.67%	13.26%	0.59%
	賦課限度額	1,060,000	1,060,000	0
課税総額見込み (令和6年度被保険者数推計による)		1,263,000,000	1,339,000,000	76,000,000
増加率				106.0%

<参考>

応能（所得）：応益割合（医療分）	49.8%：50.2%	50.1%：49.9%	0.3%
”（全体）	50.0%：50.0%	50.2%：49.8%	0.2%

(答申案)

資料5

令和 年 月 日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市国民健康保険運営協議会
会長 玉 置 幸 哉

犬山市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和6年8月19日付けで諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

答 申

本年度の協議会では、昨年度までの結論である、

- ① 保険税負担の上昇を抑えるため、国民健康保険事業基金で賄えない財源不足分については、期間を限り一般財源から補填する。
- ② 応能応益割合については、概ね1対1の割合を保つ。
- ③ 賦課限度額は、地方税法改正後、ただちに改定する。

の3点を土台としつつ、税率について、改めて議論を重ねてきたが、昨年度の枠組みを堅持しつつ、新たに示された数値を基にした協議結果に基づき、下記の4点を基本として税率等を改定するように答申する。

記

1. 令和7年度の税率改定においては、全体の課税総額を6%引き上げる。
2. 令和6年度から10年度までの5年間に限り、国民健康保険事業基金に加え、市一般財源により不足額を補うことにより、激変緩和施策を実施し、財政運営が安定するところまで段階的に保険税負担を引き上げる。
3. 賦課限度額は、法定限度額とする。税制改正等により法定の賦課限度額が改定された場合についても、速やかに改定する。
4. 応能応益割合については、中間所得者層への負担増を緩和する目的で、概ね「応能：応益＝1：1」とする。

<税率等の改定参考値>

税区分		所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税 (医療)分	改定前	7.25%	29,280円	23,800円	650,000円
	改定後	7.70%	32,760円	23,800円	650,000円
後期高齢者 支援分	改定前	2.95%	11,760円	8,640円	240,000円
	改定後	2.98%	12,900円	8,640円	240,000円
介護納付金 分	改定前	2.47%	11,760円	7,000円	170,000円
	改定後	2.58%	12,900円	7,000円	170,000円

◆次年度協議会委員への申し送り事項

平成30年度の国による大規模な制度改革から7年目を迎え、改革当初よりは予測値や実績についても安定してきたことから、今後は、次年度の国民健康保険事業費納付金額仮算定数値が、愛知県より示される時期（毎年11月下旬）に、令和6年度答申の基本方針4点を原則として翌年度税率を協議していくこととし、それまでの間については、前年度の検証を行うとともに、新たな予防医療等の保健事業について、建設的な協議を行うことが望ましいと考える。

なお、現時点のシミュレーションとの大幅な乖離が生じた場合については、原則を含めて、再度協議を行うこととする。

記

<令和6年度答申記載の基本方針>

- ・ 令和7年度の税率改定においては、全体の課税総額を6%引き上げる。
- ・ 令和6年度から10年度までの5年間に限り、国民健康保険事業基金に加え、市一般財源により不足額を補うことにより、激変緩和施策を実施し、財政運営が安定するところまで段階的に保険税負担を引き上げる。
- ・ 賦課限度額は、法定限度額とする。税制改正等により法定の賦課限度額が改定された場合についても、速やかに改定する。
- ・ 応能応益割合については、中間所得者層への負担増を緩和する目的で、概ね「応能：応益＝1：1」とする。

令和6年11月1日

犬山市国民健康保険運営協議会

会長 玉置 幸哉 様

犬山市長 原 欣 伸



出産育児一時金、葬祭費についての条例記述の改定について（諮問）

犬山市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について貴運営協議会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

- 1 出産育児一時金についての条例記述の改定について
- 2 葬祭費についての条例記述の改定について

出産育児一時金及び葬祭費を愛知県給付基準に合わせるための検討

【目的】

愛知県が中心となり県内市町村の国民健康保険事務の標準化・広域化及び効率化を推進するため、各市町村が条例などで定める出産育児一時金及び葬祭費の給付基準を、愛知県が定める給付基準に統一する。(令和6年度中に施行)

※ ここでの「給付基準」は、条例などの文言の統一を指す。

【理由】

- 愛知県内市町村の国民健康保険料(税)水準を統一していくためには、「受益の公平性」の観点から、保険給付等各種サービスの統一を進める必要がある。出産育児一時金及び葬祭費の給付基準については、県内市町村のばらつきが小さく比較的統一の検討が進めやすい。
- 保険者努力支援制度(取組評価分)の都道府県分において、愛知県の全国順位は下位に位置付けている。

保険者努力支援制度(取組評価分)		令和4年度 (令和3年度実施分)	令和5年度 (令和4年度実施分)	令和6年度 (令和5年度実施分)
都道府県分	交付額(概数)	約22億円	約26億円	約20億円
	得点/率 (順位)	127点/41.6% (44位)	161点/46.0% (41位)	117点/27.2% (46位)
	得点/率 (全国平均)	173点/56.7%	199点/56.9%	201点/46.7%

令和7年度保険者努力支援制度(取組評価分/都道府県分)の以下の指標に該当することで、24点を獲得することができる。(令和6年度中の施行が必要)

※ R5年度ベースの当該指標における1点あたりの交付金:約12,065千円

該当指標	点数
① 都道府県が中心となり、以下の項目のうち、2点について管内全市町村の事務の標準化を実施している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料(税)の減免基準の統一 ・一部負担金の減免基準の統一 ・出産育児一時金の給付水準の統一 ・葬祭費の給付水準の統一 	24点

【愛知県の給付基準(「別紙」参照)】

<出産育児一時金>

- 被保険者が出産したときに48万8千円を支給する。
- 産科医療保障制度に加入している医療機関で出産した場合は、1万2千円を加算する。
- 被用者保険等との給付調整を行う。

<葬祭費>

- ① 被保険者が死亡したときは、葬祭費として5万円を支給する。
- ② 被用者保険等との給付調整を行う。

【現在の県内市町村と当市の状況】

≪県内市町村条例の記載状況≫

	基準と同じ	基準と異なる
出産育児一時金	45市町村	9市町(犬山市含む)
葬祭費	45市町村	9市町(犬山市含む)

≪当市条例の記載状況≫

<出産育児一時金>

(犬山市国民健康保険条例)

第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として500,000円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。附則第4条第4項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(愛知県基準との相違点)

- ① 被保険者が出産したときは、世帯主に50万円を支給する。
※ 産科医療保障制度の金額も含めている。
- ② -
- ③ 被用者保険等との給付調整を行う。

<葬祭費>

(犬山市国民健康保険条例)

第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として50,000円を支給する。

(愛知県基準との相違点)

- ① 被保険者が死亡したときは、葬祭を行う者に葬祭費として5万円を支給する。
- ② -

【愛知県の給付基準に合わせるための条例改正】

(出産育児一時金)

支給する額（50万円）を出産育児一時金分の48万8千円と産科医療保障制度分の1万2千円に分ける。

(葬祭費)

被用者保険等との給付調整を加える。

【条例改正の問題点】

(出産育児一時金)

産科医療保障制度に加入していない分娩機関（全国で兵庫県の1分娩機関のみ／令和6年10月18日現在）や海外出産の場合、条例改正前は50万円支給できるが、条例改正後は48万8千円（1万2千円減額）のみの支給となる。

(葬祭費)

問題なし

別紙

愛知県の出産育児一時金及び葬祭費の給付基準について

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 58 条第 1 項における、被保険者の出産及び死亡に関する条例又は規約の定めについては、愛知県国民健康保険運営方針により愛知県の基準として以下のとおりとする。

1 出産育児一時金について

被保険者が出産したときに 48 万 8 千円を支給する。なお、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合は、これに 1 万 2 千円を加算することとする。

ただし、同一の出産につき、健康保険法（大正 12 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、国民健康保険からの給付は行わないこととする。

2 葬祭費について

被保険者が死亡したときは、葬祭費として、5 万円を支給する。

ただし、同一の死亡につき、健康保険法（大正 12 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、国民健康保険からの給付は行わないこととする。

3 その他

国民健康保険法、国民健康保険法施行令及び国民健康保険法施行規則等の改正により統一水準の再検討が必要になった場合は、改めて協議する。